

事務連絡  
平成20年4月10日

所属長様

総合政策部行財政改革推進課長  
総務部総務課長

市の各種業務を指定管理者制度、民間委託等により実施するに  
際しての就業規則及び給与規程等の提出要請等について(通知)

市の各種業務を指定管理者制度、民間委託等(以下「外部委託」といいます。)により実施するに際して、これら外部委託の業務のうち、下記の基準に該当する労務提供を中心とする業務については、労働関係法令遵守のため、就業規則及び給与規程等の提出要請に努められますよう通知します。なお、すでに委託契約済の場合においても要請されるようお願いいたします。

#### 記

#### 1 対象となる委託業務等について

次に掲げる外部委託業務等で、主に市の施設内で実施され、かつ、受託者等の雇用する職員が常駐する業務。ただし、シルバー人材センターが受注する業務を除く。

- (1) 指定管理者制度に基づき実施する指定管理業務
- (2) 労働者派遣業務
- (3) 給食調理業務、放課後児童クラブ運營業務その他の委託業務

※ 「常駐する」とは、市の常勤職員とほぼ同様の勤務体系での業務形態をいいます。

#### 2 提出時期

- (1) 外部委託するに際して、その指定管理者や受託者の選定に際して、選定委員会などを設けて選定をする場合にあっては、当該業務に対する申し込み時
- (2) 前号以外の契約 入札(随意契約)後、契約締結時

#### 3 提出に際しての留意事項

- (1) 就業規則及び給与規程等の提出要請については、あらかじめ、公募の際の募集要領や入札等に際しての仕様書にその旨を記載すること。
- (2) 提出を受ける就業規則等は、労働局の受理印のあるコピーとすること。
- (3) 提出された就業規則等の取り扱いについては、門真市情報公開条例に基づき留意すること。

※ 情報公開条例上は、法人等に関する情報(第6条第2号)に該当するおそれがあることから、同号ただし書の取扱い、同号イの取扱い、これに伴う第8条や第13条などの規定の検討など情報公開制度上の公開の可否について確認し、不可の場合はその理由等を文書化しておくこと。

## 【参考】

門真市情報公開条例(抜粋)

平成 11 年 12 月 22 日門真市条例第 13 号

(不開示情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)については、開示しないことができる。

(1) (略)

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関からの要請を受けて、公にしないと約束の下に任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示することができる。

(第三者保護に関する手続)

第 13 条 実施機関は、開示請求に係る公文書に他の実施機関、国等及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合においては、第 11 条第 1 項の決定をするに当たり、次項に規定する場合を除き、必要と認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第 6 条第 1 号ウ若しくは第 2 号ただし書又は第 8 条の規定により当該公文書を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前 2 項に規定する手続をとり、当該第三者が当該公文書の開示に反対の意思表示をした場合において、当該公文書の開示を決定したときは、当該第三者に対し、開示の決定をした旨その他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該第三者に通知した日から 30 日を経過した日以後でなければ開示することができない。